【平成30年度】
千葉県介護支援専門員　更新(実務未経験者対象)・再研修

介護支援専門員更新研修及び再研修を実施します。
また、再研修は、現在介護支援専門員の実務をしていない方を対象としているため、実務未経験者対象の更新研修と、共通のカリキュラムにより『合同』で実施いたします。

1.【研修の目的】

■更新研修■

介護支援専門員証の更新をする方は、その有効期間内に更新研修を修了し、更新申請を行う必要があります。介護支援専門員証に有効期間が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的としています。

■再　研　修■

介護支援専門員証の更新をしないまま有効期間が満了した方で、介護支援専門員として業務に従事する予定のある方は、再研修の全課程を修了し介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。　再研修は、介護支援専門員として実務に就いていない方、又は実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得することを目的としています。

2.【受講対象者】

《更新研修》

介護支援専門員証の交付後(または、前回更新後)にその有効期間が満了するまでの間(5年間)に、介護支援専門員として　**実務に従事した経験を有しない方**

《再　研　修》

登録後5年以上介護支援専門員の実務に従事したことがない方、または、実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない方で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方

「介護支援専門員の実務経験」とは、　次の事業所等で介護サービス計画の作成を行うことを指します。

ア.居宅介護支援事業所(ケアプランを作成しない管理者含む)
イ.(介護予防)特定施設入居者生活介護
ウ.(介護予防)小規模多機能型居宅介護／(介護予防)認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る地域密着型サービス事業者
エ.介護保険施設
オ.介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者
カ.地域包括支援センター

※これらの事業所や施設で就労したとしても、単に要介護認定のための調査業務を行なっていた場合や、利用者やサービス提供者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は実務経験としては認めていません。

但し、指定居宅介護支援事業所では常勤専従の管理者を置くことになっているため、当該管理者においては実務経験ありと認定されます。

3.【研修費用】(更新・再研修共通)

受講料　50，640円(新しいテキスト(資料代)を含みます)

※受講料の支払方法については、受講決定通知の際にお知らせします。

第2回(更新・再研修合同実施)

第2回の研修は、近々に介護支援専門員の実務に従事する方(予定も含む)で、介護支援専門員証の再取得が必要である方。更新研修の場合は、原則として**有効期限が平成32年3月末まで満了される方**を受講対象とします。

●介護支援専門員証再取得もしくは更新の緊急性を優先といたしますので、それ以外の方は平成31年度以降に開催予定の研修を受講してください。

●短期間に多数の申込が集中することが予想されます。受付は先着順に行いますがより緊急性の高い方(更新期限の切迫している方等)を優先するため調整させていただくことがあります。

申込受付期間:平成30年9月26日(水)～10月26日(金)

申込方法は郵送とし、９月２６日消印のあるものから受け付けます。

(**※9月26日以前の消印のものは受け付けませんので注意してください**)

また、10月26日締切(消印有効)としますが、会場の都合上、定員(300名)になり次第、受付を終了しますので予めご了承ください。

【研修日】

区　分		月　　日
前期研修	１日目	平成３１年　１月１６日（水）
	２日目	平成３１年　１月１７日（木）
	３日目	平成３１年　１月２５日（金）
	４日目	平成３１年　１月３１日（木）
後期研修	５日目	平成３１年　２月　５日（火）
	６日目	平成３１年　２月１２日（火）
	７日目	平成３１年　２月１９日（火）
	８日目	平成３１年　２月２６日（火）
	９日目	平成３１年　３月　５日（火）
	１０日目	平成３１年　３月１２日（火）
	１１日目	平成３１年　３月１９日（火）

【研修内容】(更新研修・再研修共通)

・プログラム・日程・会場　　・研修科目及び時間数

【申込方法】

下記からダウンロードし、受講申請書に必要事項を記入し介護支援専門員証のコピーを貼付して、**郵送で**申し込んでください。↓

更新研修　平成30年度第2回更新研修(実務未経験者対象)受講申請書

再研修　　平成30年度第2回再研修受講申請書

【受講決定について】

受講決定後、千葉県社会福祉協議会から受講決定通知を郵送します。
受講決定通知は**11月20日（火）頃**までに郵便で発送しますので、受講決定通知が届かない場合は、下記問合せ先に連絡してください。

【留意事項】

申込にあたり、申込書等がダウンロードできない場合は、返信用封筒（長形3号サイズ）に92円切手を貼付し、受講希望者の住所・氏名・第2回〇〇研修受講希望（※更新、再研修のどちらか）を明記したものを千葉県社会福祉協議会　介護支援専門員養成班あてに送付してください。
折り返し申込書用紙等を送付いたします。

≪申込先・お問合せ先≫

〒260－8508　千葉市中央区千葉港4－3　千葉県社会福祉センター5階
千葉県社会福祉協議会　介護支援専門員養成班
TEL043－204－1610／FAX043－241－5121

実務経験者対象の更新研修は、 千葉県介護支援専門員協議会が実施します。 実務経験者対象の更新研修についてのお問合せは、

特定非営利法人千葉県介護支援専門員協議会　TEL　043-204-3631
にお願いします。

※　《平成３１年度の更新・再研修の開催に係る大事な告知》

平成31年度以降の更新・再研修は、現在、一回のみの開催になる方向で調整中です。
詳細のご案内は、平成31年4月中旬頃になる見込みですが、（開催は秋または冬頃）
標記研修の受講を予定されている方、あるいは検討されている方は、介護支援専門員証の有効期間満了日をよくご確認ください。